

「袴田事件」再審開始支持決定に対する会長声明

- 1 2023（令和5）年3月13日、東京高等裁判所第2刑事部は、いわゆる「袴田事件」（以下「本事件」といいます）に関する再審請求事件について、2014（平成26）年3月27日に静岡地方裁判所が行った再審開始決定を支持し、検察官の即時抗告を棄却しました（以下「本決定」といいます）。
- 2 本事件は、1966（昭和41）年6月30日未明、当時の静岡県清水市のみそ製造販売会社専務宅で、一家4名が殺害され、放火されたという住居侵入、強盗殺人、放火事件です。その後、本事件発生から1年2か月後にみそタンク内で発見された5点の衣類が犯行着衣とされ、それが同社従業員の袴田巖さんの犯人性を推認させる中心的な証拠となり、1968（昭和43）年9月に静岡地方裁判所で死刑判決が言い渡され、その後、1980（昭和55）年に袴田巖さんに対する死刑判決が最高裁判所で確定しました。
- 3 しかし、袴田巖さんは、第1回公判から現在に至るまで自らは犯人ではないと、無実を訴えていました。現在は、袴田巖さんの姉である袴田ひで子さんが第2次再審請求を行っています。第2次再審請求においては、2014（平成26）年3月27日に静岡地方裁判所は、再審を開始するとともに、死刑及び拘置の執行を停止する決定を行い、袴田巖さんは釈放されました。しかしながら、検察官は、この決定に対して即時抗告を行い、2018（平成30）年6月11日、東京高等裁判所は再審開始決定を取り消し、再審請求を棄却しました。請求人による特別抗告に対し、最高裁判所は、2020（令和2）年12月22日、東京高等裁判所の上記決定を取り消し、本件を東京高等裁判所に差し戻すとの決定を行い、この決定を受けて、東京高等裁判所第2刑事部において差し戻し即時抗告審の審理が行われました。
- 4 本決定は、有罪の決定的証拠とされていた5点の衣類の血痕に赤みが残っていることから1年以上みそ漬けされたものとは考え難く、これらが犯行着衣であること、ひいては袴田巖さんが本件の犯人であることに合理的疑いがあるとしたものです。さらに本決定では、5点の衣類は、事実上捜査機関の者によって捏造された可能性があることも指摘されています。

本決定は、再審請求における判断の枠組みについて示した白鳥決定（最高裁判所第一小法廷昭和50年5月20日決定）の判示に忠実に沿い、「疑わ

しきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則を適用し、えん罪被害者を救済したものです。

5 袴田巖さんは、現在87歳と高齢です。しかも、1968（昭和43）年9月に死刑判決を受けてから、死刑及び拘置の執行停止決定までの45年もの間、死と隣合わせの恐怖の中、身柄拘束を受けたため心身に不調を来しています。第2次再審請求の請求人である袴田ひで子さんも現在90歳と高齢です。本事件の救済には、もはやこれ以上の遅延は許されません。

6 そこで、当会は、検察官に対して、本決定に対する特別抗告をすることなく、再審開始決定を確定させ、再審公判に移行させることを求めます。また、当会は、検察官による不服申立による弊害を立法的に解決し、えん罪被害者の速やかな救済を実現するため、国会に対して、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止を始めとする再審法の改正を行うことを求めます。

2023（令和5）年3月15日

島根県弁護士会

会長 光谷香朱子